

(改定案)

**災害に強いまちを
めざして**

大阪市港区防災計画



平成28年7月

(令和~~2~~3年~~5~~3月一部改定)

大阪市港区役所

目 次

第1章 計画策定の趣旨と改定の背景

1	計画策定の趣旨と改定の背景	1
2	計画の方針	
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の構成	1
(3)	計画の期間	1
(4)	計画の目標	2
3	港区の地勢	3
4	地震及び被害の想定	
(1)	内陸活断層型地震	4
(2)	海溝型地震	4
(3)	風水害	6

第2章 予防対策

1	防災知識の普及、啓発	7
2	津波対策	
(1)	津波防御施設の耐震化計画	12
(2)	津波一時避難場所の指定	13
3	地域防災力の強化対策	
(1)	自主防災組織の強化 (地区防災計画に基づく主体的な取組の推進)	14
(2)	災害時における情報連絡の強化	17
(3)	地域の担い手作り	17
(4)	避難行動要支援者対策の促進	18
4	福祉避難所	19
5	帰宅困難者対策	19
6	区内大規模集客施設の予防対策	
(1)	築港・天保山エリア	20
(2)	丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）	20
(3)	大阪ベイタワー	21
7	民間企業等との連携強化	21
8	水防団との連携強化	22

第3章 応急対策

1	組織計画	23
2	動員計画	
(1)	動員基準	24
(2)	動員体制	25
3	応急避難計画	
(1)	避難の勧告、指示	26
(2)	避難施設	27
(3)	要配慮者への対応	28
(4)	津波における避難計画	28
(5)	地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難	32
4	情報収集体制及び伝達系統	33

5	帰宅困難者への対応	
(1)	情報の収集と提供	37
(2)	備蓄物資の配布	37
6	広報活動計画	
(1)	緊急広報	37
(2)	一般広報	38
7	飲料水、食料、生活関連物資の供給計画	
(1)	応急給水計画	38
(2)	食料供給計画	39
(3)	生活関連物資供給計画	40
8	医療・救護計画	
(1)	初期初動医療活動	40
(2)	長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営	41
(3)	保健師等による健康相談	42
9	行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬計画	
(1)	行方不明者の搜索	42
(2)	遺体の仮収容（安置）所の設置	42
(3)	斎場への遺体の搬送	42
(4)	遺体の火葬	42
10	ボランティアの調整計画	
(1)	区災害ボランティアセンターの設置	43
(2)	防災サポーター登録企業等	43

第4章 復旧対策

1	防疫・保健衛生活動事業	
(1)	防疫活動	44
(2)	食品衛生活動	44
2	罹災証明書の発行	45
3	ごみの処理	
(1)	作業計画の作成	45
(2)	一時集積	45
(3)	処理・処分	45
(4)	応援要請	45

第5章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアル

1	「東海地震注意情報」発表時の対応	46
(1)	組織体制及び動員	46
(2)	東海地震の発生を想定した各部・各区災害対策警戒本部における対応 の確認等	46
2	「警戒宣言」発令時の対応	47
(1)	組織体制及び動員	47
(2)	区災害対策本部における対策	47
(3)	職員への周知	47
(4)	市民等及び事業者等の取るべき措置	47
①	市民の取るべき措置	48
②	事業者等の取るべき措置	48

資料編

資料1-1 (1) 区内防災関係機関連絡先一覧表	1
資料1-1 (2) 港区関連MC A無線機設置一覧表	3
資料1-1 (3) 港区関連独自無線機設置一覧表	3
資料1-2 (1) 災害時避難所一覧表	4
資料1-2 (2) 一時避難場所一覧表	4
資料1-3 広域避難場所	5
資料1-4 福祉避難所等一覧表	6
資料2-1 区役所内備蓄物資一覧表	7
資料2-2 災害時避難所内備蓄物資一覧表	8
資料2-3 区役所内救助資器材保管場所一覧表	9
資料2-4 災害時避難所内救助資器材保管場所一覧表	9
資料3-1 港区津波避難ビル	10
資料4-1 (1) 港区防災サポーター登録企業・事業所・店舗等一覧表	13
資料4-1 (2) 災害発生時における港区役所と港区内郵便局の協力に関する 協定書(抜粋)	15
資料5-1 大阪市災害対策本部組織図	16
資料5-2 港区災害対策本部の組織図	17
資料5-3 港区本部の班名称及び分掌事務(震災)	18
資料6-1 職員参集フロー(震災)	20
資料6-2 災害発生時における区役所の業務概要(震災)	21
資料6-3 災害発生時における区役所の業務概要(風水害)	22
資料6-4 災害発生時における区役所の業務概要(震度3以下の地震または 遠地地震により津波が発生するおそれがある場合)	23

【主な用語の説明】

- (1) 災害
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 事業者
事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 自主防災組織
災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のことで、住民が協力・連携して災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織をいう。
- (4) (一時) 避難場所
大規模火災又は津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。
- (5) (災害時) 避難所
災害により自宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。
- (6) 要配慮者
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者
要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第1章 計画策定の趣旨と改定の背景

1 計画策定の趣旨と改定の背景

港区では、平成25年3月にめざす5年後の港区の姿（将来像）とその実現に向けた平成27年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区将来ビジョン」を策定し、港区にふさわしい区民主体のまちづくりに取り組んでまいりました。

平成28年に「港区将来ビジョン」はその進捗や、法律や制度の改定状況等を踏まえ、平成31年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」として改定され、令和2年3月には平成28年以降の制度改定等を反映するとともに現計画の計画期間を令和3-2年度まで延長することとなりました。

今回、「港区まちづくりビジョン」の改定内容を踏まえて、本計画の時点修正を行い、計画期間について令和2-3年度まで延長します。

2 計画の方針

（1）計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という）第42条の規定に基づき地方自治体が策定するものです。

大阪市においても、「大阪市地域防災計画」（以下「市計画」という。）を策定しており、大阪市内における防災対策は「市計画」を基本に行います。

「港区防災計画（以下「本計画」という。）」は「市計画」をもとに、港区の防災対策をまとめたもので、港区の特性を踏まえた対策を強化するとともに、港区民の防災意識をさらに高め地域防災力の強化を図ることを目的としています。

（2）計画の構成

本計画は、大規模災害時に自助・共助・公助の役割分担のもと、迅速かつ的確に対応が行えるよう、区役所はもちろん防災関係機関の業務を包含し、各々の責任を明確にするとともに、各施策を有機的に結合させた、防災についての港区の総合的かつ基本的な計画です。

港区ではこの計画のもとに、各地域において自助・共助の観点から自主防災組織を立上げ避難行動要支援者の支援、安否確認の手順等それぞれの地域特性に応じた「地区防災計画」（防災マップ）を地域主体で作成しています。本計画を横糸として、各地域の「地区防災計画」（防災マップ）を縦糸として、横糸と縦糸が交わる強いネットワークにより港区の防災力を高めます。

（3）計画の期間

計画の期間については、「港区まちづくりビジョン」との整合性を図るために現行の平成28年度から31年度までの計画を令和3-2年度まで延長することとします。

(4) 計画の目標

この計画の成果目標は、港区がめざす5年後の姿（将来像）とその実現に向けたまちづくりの方向性を示した「港区まちづくりビジョン」に基づき設定します。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度 (実績値)	令和3年度
「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合	59.4%	69.8%	80% 以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに達成 7地域	地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成	地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成
「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた区民の割合	50.0%	52.2%	70% 以上

※「達成」とは建物の3階以上に避難する必要があると想定される人数に対する、津波避難ビルにおいて避難可能な人数の割合が達成されていることをいう。

3 港区の地勢

港区は市の西部に位置する東西に細長い形をした区で、安治川と尻無川、大阪港に3方を囲まれ、過去、台風による高潮で大きな被害を受けています。

☆面積 7.86 k m² (786 ヘクタール)

☆人口 82,063 人

(平成 27 年度国勢調査報告による)

港区が被った過去の災害

室戸台風

1934 年(昭和 9 年) 9 月 21 日に室戸岬の北に上陸、7 時には風速は秒速 10m 前後で普段と変わらぬ出勤や登校が行われたのですが、8 時には秒速 40m を超える暴風に発達して多くの人が死傷しました。

浸水深の最大は 3m 近くで、大阪市の浸水面積は 49 平方 km でした。この台風による死者の総数は 3,066 名。

枕崎台風

1945 年(昭和 20 年) 9 月 17 日、14 時頃九州南部の枕崎付近に上陸。枕崎上陸時の気圧 916mb は日本の観測史上 2 位に相当し、非常に強い台風でした。

戦後間もないことで気象情報も少なかったことや防災体制も十分でなかったため各地で大きな被害が発生し港区内では約 40 日間水に浸かりました。この台風による死者の総数は 2,473 名。

ジェーン台風

1950 年(昭和 25 年) 9 月 3 日、8 時ごろ室戸岬付近を通過し、12 時過ぎに神戸西部に上陸、大阪港において 2.7m の高潮が発生。

室戸台風に比べ潮位はかなり低かったものの、大阪市の 30%が浸水し浸水面積は 56 平方 km と室戸台風を上回りました。これは地盤沈下の進行により低い土地が拡大したためです。この台風による死者の総数は 508 名。



旧市岡元町五丁目付近の様子

第二室戸台風:



旧入舟町付近の様子

1961 年(昭和 36 年) 9 月 16 日、戦後最大の勢力の台風で、室戸岬における最大瞬間風速 84.5m/秒は日本における最大記録です。大阪港では最大潮位 3.0m の高潮が 14 時ごろに発生し、大阪市の 31 平方 km が浸水しました。

死者数は総計 202 人で、大阪市の高潮により浸水した区における死者は 4 人と合わせて少ないものでした。テレビというこれまでになかった効果的な情報伝達手段を通じて、巨大台風の情報の伝達と警戒・避難の呼びかけが前日から継続的に行われたこと、および同じような土地環境にある名古屋における 2 年前の大高潮災害のいまだ生々しい記憶が多数市民の避難を促進させたことが、人的被害減少に寄与したと考えられます。

参考文献：独立行政法人 防火科学技術研究所 自然災害情報室
気象庁 災害をもたらした気象事例

4 地震及び被害の想定

(1) 内陸活断層型地震

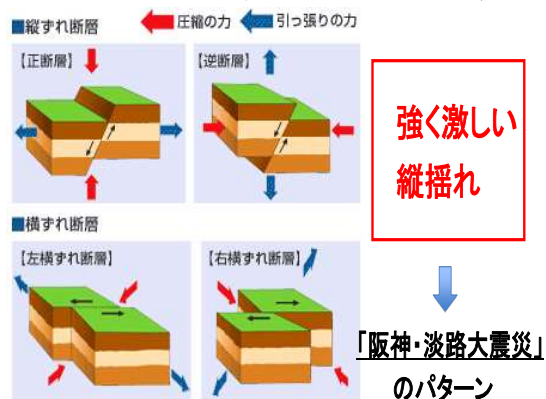
内陸活断層地震とは、内陸部にある活断層で発生する、震源の浅い地震です。

人の住む土地の真上で発生する地震で、阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）、新潟県中越地震や熊本地震などがあります。

今後、発生が想定される地震帯として、上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震があり、港区における被害想定は次のとおりです。

「内陸活断層型」地震とは

陸側プレートの断層のひずみで起こる地震



■港区における地震規模及び被害想定

地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	港区で想定される被害等				
		最大震度	死者（昼間）	負傷者（昼間）	建物全半壊	避難所生活者
上町断層帯	7.5～7.8	5 強～7	89 名	1,030 名	7,152 棟	9,560 名
生駒断層帯	7.3～7.7	5 弱～6 強	7 名	753 名	2,380 棟	2,852 名
有馬高槻断層帯	7.3～7.7	5 弱～6 弱	0 名	94 名	337 棟	410 名
中央構造線断層帯	7.7～8.1	4～5 強	0 名	14 名	48 棟	65 名

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）作成の被害想定より抜粋

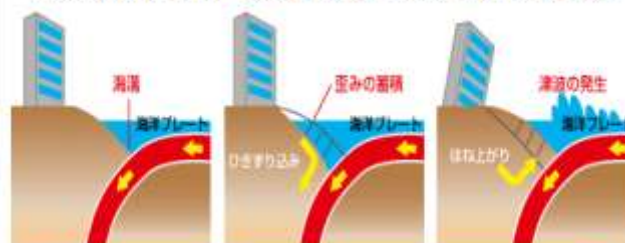
(2) 海溝型地震

海溝型地震とは、陸側のプレート（岩板）の下に海側のプレートが沈み込む境界で発生する地震です。内陸の活断層で起きる直下型地震よりも、発生間隔が短く、規模も大きいという特徴があります。南海トラフ沿いの東海地震や南海地震、南海地震は、100 年程度で繰り返し発生してきました。東日本大震災、1923 年の関東大震災も海溝型の地震です。

今後、発生が想定される海溝型の地震としては、南海トラフ地震があります。

「海溝型」地震とは

沈み込んだプレートが、跳ね上がって起こる地震



長く大きな揺れ。津波の可能性

「東日本大震災」のパターン

今後 30 年以内に発生する確率は、南海トラフで発生する地震で 70%～80%程度と予想されています。

(発生確率(今後 30 年以内)は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成 30 年 1 月 1 日を算定基準日とした評価である。)

港区における地震及び被害想定は次のとおりです。

■港区における地震規模及び被害想定

地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	港区で想定される被害等					
		震度	大阪港への 津波到達時間	津波の高さ	波の高さ	死者	建物の全半壊
東南海・南海地震	7.9～8.6	5 弱～6 弱	120 分	最大 2.5m	最大 0. P+4.5m	2 名	1,021 棟
南海トラフ巨大地震	9.0～9.1	5 強～6 弱	114 分	最大 3.6m	最大 0. P+5.8m	9,865 名	12,450 棟 (津波)

※0.P: Osaka Peil の略称で大阪湾沿岸淀川流域の測定の基準 (0. P+0.0m は、大阪湾最低潮位)

出典: 東南海・南海地震 大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成 17 年度、18 年度)作成の被害想定より抜粋
南海トラフ巨大地震 大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会(平成 25 年度)作成の被害想定より抜粋

(注) 南海トラフ巨大地震による想定死者 9,865 名については、冬の 18 時に地震が発生し早期に避難しなかった場合の想定数で避難を迅速化した場合の想定死者は 421 名となる。

・ライフラインの被害想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合の、港区におけるライフラインの被害想定は、次のとおりです。

上水道については、被災直後は 100%断水しますが、1 日後には約半数が復旧します。

下水道については、被災直後は 3.1%が機能に支障をきたす状態になりますが、1 か月後には復旧します。

電力については、被災直後は 49%が停電しますが 4 日後にはほぼ復旧します。

都市ガスについては、1 戸 1 戸の安全を確認した上でガスを再供給するため時間がかかります。

固定電話については、被災直後は不通率が 100%ですが 4 日後には約半数が復旧します。

携帯電話については、被災直後から 1 か月後まで非常につながりにくい状態が続きます。

(出典: 平成 26 年 1 月 24 日開催の第 5 回「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」報告資料)

(単位: %)

		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後
上水道	断水率	100	49.7	47.3	44.7	15.2
下水道	機能支障率	3.1	3.1	1.8	0.5	0
電力	停電率	49	17.6	0.5	0	0
都市ガス	復旧対象率	0	0	0	0	0
固定電話	不通契約率	100	61.3	51.6	51.6	51.6
携帯電話	停波基地局率	76.5	76.6	63.3	62.9	65.5

・携帯電話は不通ランク A 「非常につながりにくい」という状況になります。

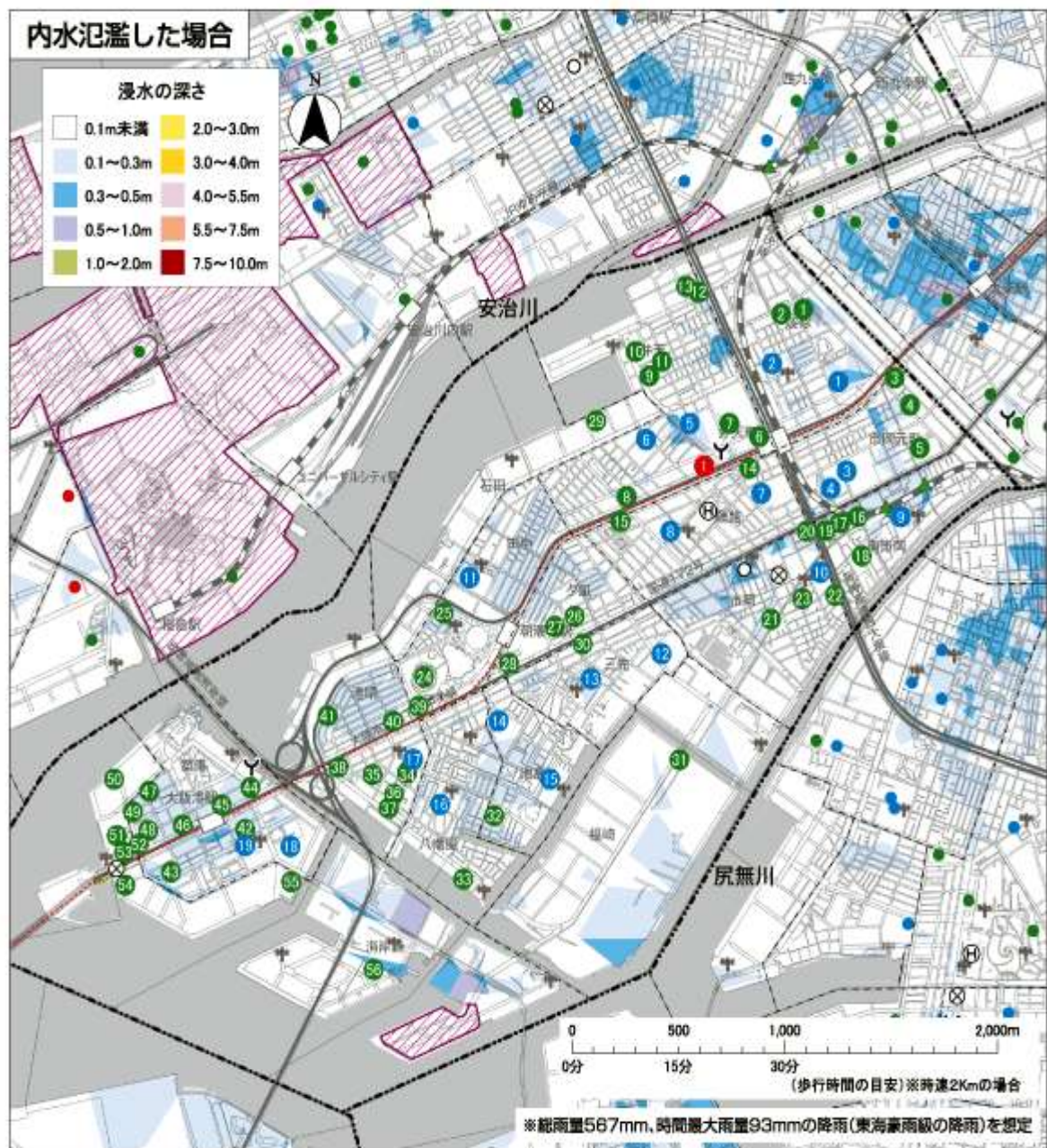
(出典: 平成 26 年 1 月 24 日開催の第 5 回「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」報告資料)

(3) 風水害

大阪市で想定されている水害は①河川氾濫②内水氾濫③津波被害（前項参照）の3種類があります。①河川氾濫については港区では想定されていません。②内水氾濫については、近年台風の巨大化やゲリラ豪雨によって大阪市内においても局所的に1時間に数十ミリの降雨があり床上・床下浸水するケースが出ています。

都市部において観測された最大級の豪雨である平成12年9月の東海豪雨クラスの降雨（時間最大降雨量93mm、総降雨量567mm）が降った場合の港区の浸水想定図は次のとおりです。

（内水氾濫した場合の港区の被害想定）



出典：大阪市危機管理室発行の水害ハザードマップ（港区）より

第2章 予防対策

この章では、災害の被害を最小限に止めるために必要な取組の方向性等について示しています。

1 防災知識の普及、啓発

【現状と課題】

平成 24 年度に災害時避難所として指定している学校等に誘導するための案内表示を設置するとともに海拔表示を行いました。

広報紙「広報みなと」では、防災特集号として「港区防災マップ」を掲載するとともに区ホームページにも掲載しています。また、各地域で開催している防災学習会や避難訓練において、防災知識を普及・啓発しています。

平成 27 年 6 月現在、港区に在住する外国籍住民は 2,337 人で、内訳は中国籍が 880 人と最も多く、ついで韓国及び朝鮮籍住民が 781 人、フィリピン籍住民が 130 人、アメリカ籍住民が 110 人、台湾籍住民が 87 人、ブラジル籍住民が 13 人、その他 336 人となっています。

港区では、広報紙「広報みなと」で防災特集号に掲載する、「港区防災マップ」について、3 言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）でも作成し、区役所のホームページに掲載するとともに区役所の窓口で配付し、区内在住外国籍住民の防災意識の向上に努めています。

しかしながら、平成 23 年度に実施した「区民モニターアンケート」において、「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合は 53%にとどまっていましたが、平成 27 年度は 59.4%、平成 30 年度には 67.1%になりました。目標数値である 80%には届いておらず、引き続き訓練や学習会等の場を利用して普及・啓発を行います。

【取組の方向性】

- ・災害時に必要な情報を区の広報紙に毎年掲載するとともに、区のホームページでも適宜情報を更新し、区民への周知を図ります。
- ・外国籍住民への防災情報の周知を図るため、3 言語による防災マップを引き続きホームページに掲載するとともに、転入してきた外国籍住民等に配付します。

【家屋の耐震化】

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、地震に対して強度がどの程度か調べるのが重要です。

大阪市では、震災に強いまちづくりをめざし、耐震診断、耐震改修費用の一部補助を行なっています。詳しくは、「大阪市住まい公社」にお問合せください。

【住 所】〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住まい情報センター 4 階
【電 話】06-6882-7053
【FAX】06-6882-0877

【家具の転倒防止】

阪神淡路大震災で亡くなられた方の原因の88%が家具の下敷きになったことでした。震災時における家の中での被害をできるだけ小さくするため、家具など転倒・落下防止について、各家庭にあった対策をできることから始めましょう。

【災害時に備えておくもの】

0次の備え（いつも携帯）

非常時に役立つ、携帯できそうなもの（例：水、携帯食、ミニ懐中電灯、携帯ラジオ、ホイッスル、持病薬、マスクなど）は、いつも使うバッグやポケットに入れ、身につけておきましょう。

1次の備え（非常持ち出し品）

リュックサックなど、両手が自由に動かせるものに、ご自分・ご家族にあった必要なものを準備し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

また、家族構成などを考え、無理をせず自分に可能な重さで必要最低限なものを準備しておきましょう。

2次の備え（非常準備品）

災害復旧までの数日間を自足するつもりで備えましょう。

飲料水や非常食などは、最低でも7日分程度は用意しておきましょう。



【我が家の防災メモ】

①家族との連絡方法や安否確認方法を決める

大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。

N T Tの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人と連絡する方法を決めておきましょう。

②家族と落ち合う場所＝避難先を決める

大規模な災害時に備え、あらかじめ家族で落ち合う場所避難先を決めておきましょう。



③家族一人ひとりの役割を決める

ご家族皆さんで話し合って、災害時の役割を決めておきましょう。

- 火を消す
- ガスの元栓を閉める
- 子どもやお年寄りの安全を確認する

- 危険物を安全なところへ移す
- 消火器、バケツなどを準備する
- 電気器具のコンセントを抜く、ブレーカーを切る

- ラジオ・テレビなどで情報を確認する
- 出入口を確保する

- 非常持ち出し品を確認する
- すぐに戻ってこれない家族へ伝言を書いておく

④個人記録・財産目録を作成する

被災すると、さまざまな手続きを一度にしなければなりません。そんな時に、個人記録や財産目録の一覧表を作っておくと、表を見ながら手続きを進めていくことができます。どこに何があるか分かっているだけでも被災後の負担が軽減することでしょう。

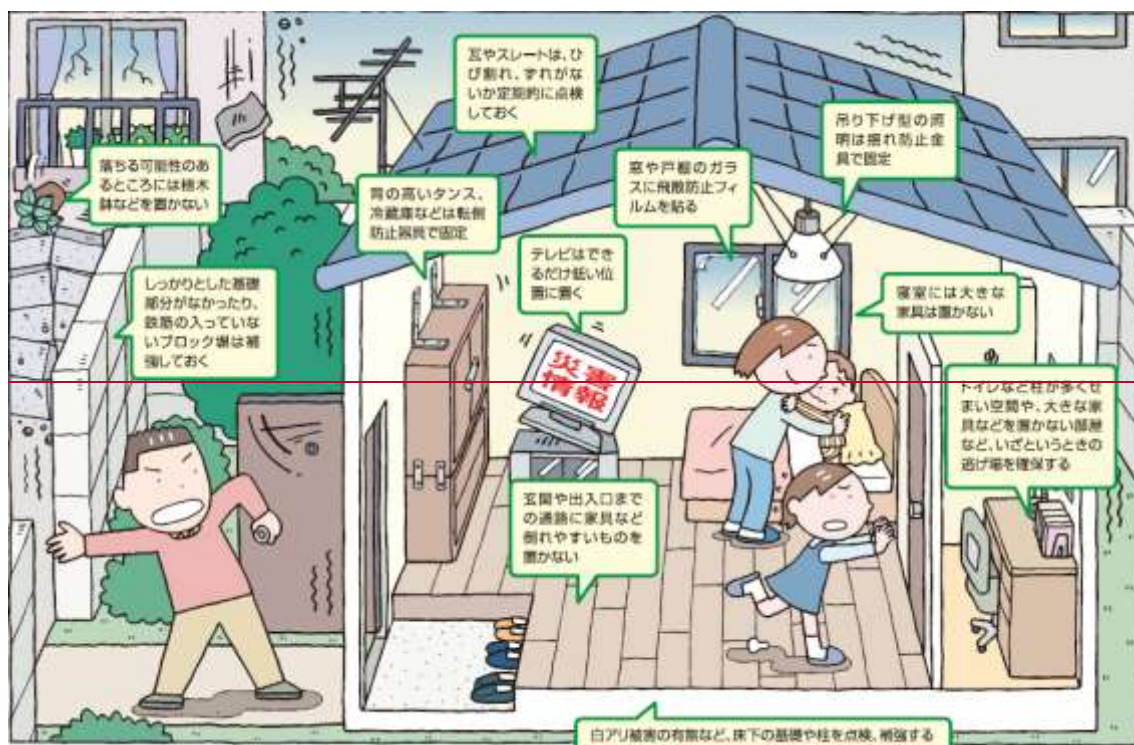
☆個人記録☆ 「個人記録」は、あなた自身の情報を記入しておくことにより、「いざ」というときに、自分自身の安全を守るものです。

住所、氏名、電話番号、生年月日、血液型、家族・友人等の連絡先等を書いておくとういでしょう。

☆財産目録☆

「財産目録」は、災害時だけでなく、自分自身に何かあったときの「自分や家族への覚書」となります。

取引銀行や郵便局の銀行名・支店名・口座番号、保険会社の名称、保険の種類、証券番号、クレジットカード番号や健康保険証番号、年金手帳番号、パスポート番号などを書いておくとういでしょう。



あなたの家の**安全対策**はだいじょうぶですか？

定期的に家の中や周囲をチェックしておきましょう。
台風の場合などで、風雨が強まってから屋根などの補強をするのは非常に危険です。絶対にやめましょう。



【風と雨の強さ】

風の強さと想定される被害

平均風速 (m/秒) 予報用語	想定される被害
10以上～15未満 やや強い風	傘がさせない
15以上～20未満 強い風	風に向かって 歩くことができない
20以上～25未満 非常に強い風	車の運転を続けるのは危険な状態となる
25以上～30未満 非常に強い風	樹木が倒れ始める瓦が飛び始める
30以上 猛烈な風	屋根が飛ばされるなど木造住宅が壊れ始める

雨の強さと想定される被害

1時間雨量 (mm) 予報用語	想定される被害
10以上～20未満 やや強い雨	長く続く時は注意が必要
20～30未満 強い雨	側溝などから水があふれることがある
30以上～50未満 激しい雨	マンホールから水があふれることがある
50以上～80未満 非常に激しい雨	地下街に雨水が流れ込むことがある
80以上 猛烈な雨	大規模な災害が発生するおそれが高い

【家屋の風水害安全対策】

- ・ 水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・ 周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・ 避難場所や避難ルートを確認しましょう。
- ・ 側溝や排水溝などにごみや落ち葉は溜まっていないかなど、家の周りの点検をしましょう。
- ・ 浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

2 津波対策

(1) 津波防御施設の耐震化計画

①防潮堤

【現状と課題】

現在の防潮堤は、過去の相次ぐ高潮被害を教訓として整備されており、天端高 O.P. +5.7m～7.2m を確保しています。また、阪神・淡路大震災を教訓に、平成 8 年から都市直下型の大規模地震（震度 7 クラス）にも耐えられるよう、耐震改修を実施してきました。

東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震に伴う津波の新たな被害想定では、地盤の液状化に伴う防潮堤の沈下等により、津波の浸水が市域の約 3 分の 1 に及ぶ結果となりました。そのため、府市が連携し、南海トラフ巨大地震への対策の大きな柱として、平成 26 年度より概ね 10 年で防潮堤の耐震・液状化対策を進めることとしています。

【取組の方向性】

- ・地震による既存防潮堤の沈下を抑え、津波による浸水を軽減するため、防潮堤の耐震・液状化対策を実施します。
- ・過年度からの継続工区について着実に対策工事を実施するとともに、地震発生後満潮時に直ちに浸水が発生するおそれがある三十間堀川入堀（八幡屋地域及び池島地域）について、優先的に行うよう取り組みます。（港湾局計画担当課）

②防潮扉

【現状と課題】

防潮扉は、防潮堤の前面の港湾施設等を利用するために、車両、人の通行が可能のように設けた門扉です。大阪市港湾局が所管している防潮扉は、全体で ~~349360~~ 基（水門 8 基を含む）、うち港区には ~~218220~~ 基（水門 3 基を含む）が設置されています。

（令和 ~~32~~ 年 ~~32~~ 月現在）。

これらの開閉状況は、大阪港防潮扉集中監視システムにより常時監視しています。

また、津波の来襲に備え、水防団、地元企業、市職員により ~~8090~~ 分以内に閉鎖できる体制を構築しています。万一、地震による損傷により防潮扉の閉鎖ができない場合には、簡易防潮設備や土嚢により対策することとしています。

さらに、閉鎖作業の迅速化・省力化を図るため、港区の防潮扉 ~~215217~~ 基のうち、津波による被害の可能性が高い防潮扉 105 基について、電動化を実施しました。（平成 26 年度完了）



【取組の方向性】

- ・津波到達までの限られた時間内に確実に防潮扉の閉鎖が行えるよう作業者の操作技術の向上をめざし、港湾局が定期的な訓練・研修を実施します。また、効率的に閉鎖作業を実施するため水防団・地元企業との連携強化に努めます。
- ・使用頻度の低い防潮扉について、常時閉鎖の推進や、廃止に向けた検討を行います。
(港湾局計画課担当・港湾局海務課(防災保安)防災施設担当)

(2) 津波一時避難場所の指定

【現状と課題】

海溝型地震の津波に対応するためには一時避難場所の確保が大切です。大阪市では、津波発生時の一時避難場所として、昭和56年以降に建設された新耐震基準に合致した3階建て以上の建物を津波避難ビルとして指定する取組を進めており、公共施設は大阪市が指定し、民間施設は建物所有者と区役所、地域の3者で協定を結び指定しています。(令和32年32月1日現在、公共46カ所、民間6263カ所を指定)



津波避難ビルのマーク

港区内にあるOsaka Metroの高架3駅(弁天町駅、朝潮橋駅、大阪港駅)についてはOsaka Metro(当時交通局)と協議を重ね、大阪市内で初めて改札内・ホームまでの避難(3駅で24時間、約4,100名)を可能としました。(平成27年2月6日協定書締結済)

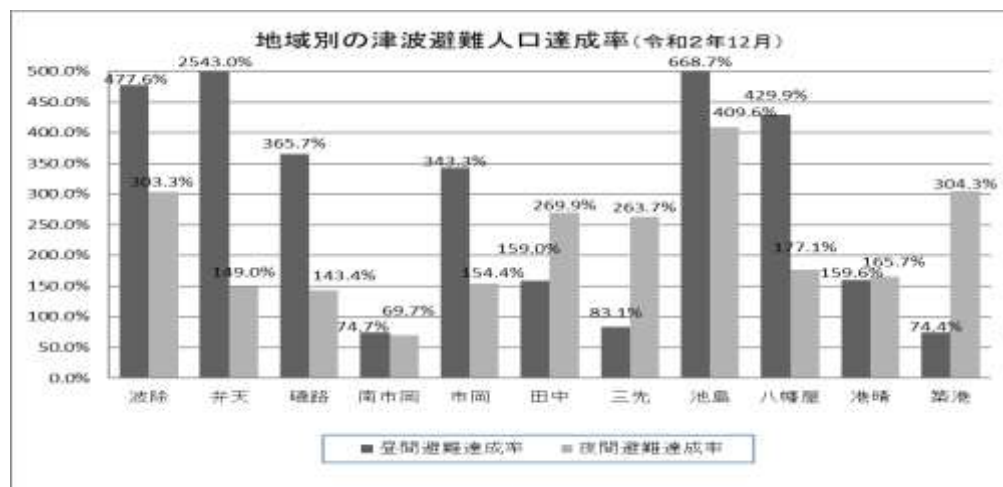
また、地域においては、津波避難ビルを補完するものとして、マンション内の低層階の住民が同じマンションの高層階に避難することに合意したマンション管理組合に対し、平成25年度から平成27年度まで備蓄物資等の支援を実施し、避難場所を確保しました。

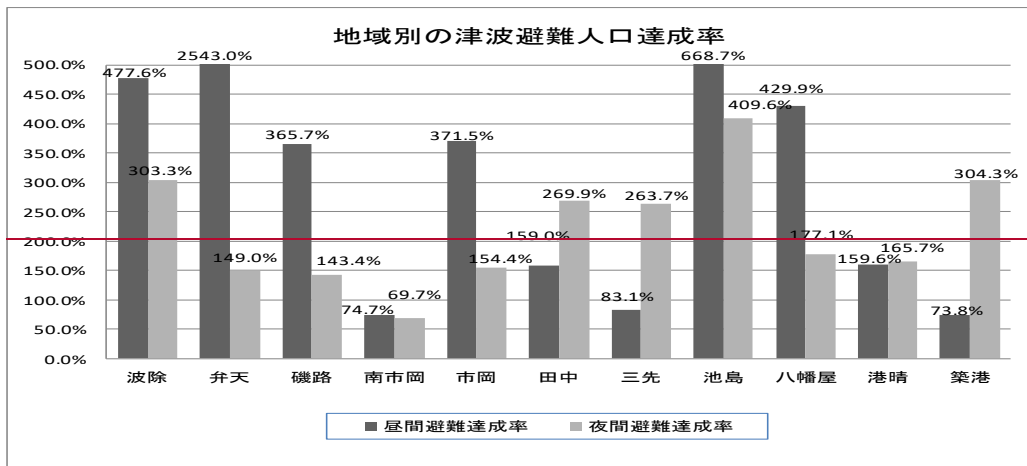
以上の取組により港区域の昼間避難達成率は204205%、夜間避難達成率は226%となっています。(令和32年32月1日現在)

港区まちづくりビジョンでは、令和32年度に津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保を、地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成するとしています。

【参 考】

令和22年312月1日現在





※平成 22 年度国勢調査をもとに市危機管理室が要避難者数を算出

※令和 2 年 ~~12~~9 月現在の津波避難ビルの受入可能な人数を基に、昼夜ごとに達成率を算定

【取組の方向性】

- ・地域と連携しながら民間施設の津波避難ビルをさらに拡大します。
- ・避難達成率に地域間格差があることから、地域を越えた避難について検討します。
- ・区民一人ひとりが一時的または緊急に避難・退避する施設（津波避難ビル等）を決め、津波による死者は一人も出さないための取組をめざします。

3 地域防災力の強化対策

（１）自主防災組織の強化（地区防災計画に基づく主体的な取組の促進）

【現状と課題】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、それまでは一年間に数地区で行っていた防災訓練を平成 23 年度からは、区役所が主催して全地域で図上訓練と、津波災害を想定した津波避難訓練を全地域で実施しました。

平成 24・25 年度は、図上訓練については区役所が主催しましたが、津波避難訓練については地域主体で実施しました。また区役所は地域防災リーダー隊長等を対象に図上訓練におけるファシリテーター（※１）養成講座を開催し、各地域がその実情に応じて主体的に防災訓練を実施できるよう図上訓練のコントローラー（※２）を養成するなど、地域主体の取組を支援し、地域での防災意識の向上に取り組みました。

港区では平成 24 年度末までに全地域で地域活動協議会が形成されて、それぞれ防災を担当する部会が設けられ主体的に防災活動に取り組んでいます。

平成 26 年度は、直下型地震を想定した訓練を実施することにより、地域災害対策本部や避難所運営委員会の編成や運営を実践し、また防災学習会やワークショップ（※３）を開催したことなどで得た知識や経験を通じて、各地域活動協議会が主体となり、全地域で自主防災組織（※４）の体制も含めた「地区防災計画」（防災マップ）が策定されました。

平成 27 年度は「地区防災計画」（防災マップ）を利用して、地域主体の防災学習会と避難所開設訓練を全 11 地域で開催し、地域の防災担当者自らが地域住民に対して「地区防災計画」（防災マップ）の活用方法等を説明しました。

また、避難所開設訓練では、大阪市港区社会福祉協議会の協力を得て、車椅子での搬送訓練を行うなど要援護者支援の要素を取り入れるなど、より実践的な訓練を実施しました。

今後とも継続的に訓練や防災学習会を地域自ら実施することを支援することで、地域防災力の強化に取り組むことが重要です。



【取組の方向性】

- ・地域が主体的に取り組む防災学習会や災害時避難所の開設・運営訓練等に対して継続的に必要な支援を行うことで、地域防災力を強化します。
- ・避難所開設訓練や防災学習会を通じて出てきた課題等については、「地区防災計画」（防災マップ）に反映させ、対応できるよう支援します。

（※1）ファシリテーター

集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。議長と違い、決定権を持ちません。

（※2）コントローラー

もともとは、電化製品などを操作する機器等のことを言いますが、最近では、集会・会議などの進行管理者のことをこのように表現します。

（※3）ワークショップ

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味しています。

しかし最近では、「一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル」として定義されています。

（※4）自主防災組織

自主防災組織とは、地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えた様々な取組を日常的に実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動や避難所の開設と運営などの活動を行い、復旧・復興期には、自分たちのまちの再生に向けた取組を行う地域住民による組織です。

【自主防災組織の役割】

平常時、対応時、復興期のそれぞれの時期に応じて活動を行います。

①平常時

- ・住民に対する防災知識の普及、啓発
- ・地域の防災点検
- ・防災用資器材の準備、点検
- ・防災マップ等の作成
- ・避難行動要支援者の把握（自力で避難や移動が困難な方などの把握）
- ・防災訓練の実施 など

②対応時

- ・初期消火活動
- ・救出・救護活動
- ・被害情報等の収集と区災害対策本部への伝達 など
- ・避難所の開設・運営
- ・衛生管理
- ・給食
- ・給水活動

自主防災組織の班編成(例)

区 分	班編成等	人数	
地域 本部	本部長	1	本部の統括
	副本部長	2～3	本部長の補佐
	総務班 情報班 避難誘導班 初期消火班 救出救護班		本部の事務統括 災害情報、避難状況の収集 (防災リーダー隊長・・・区災害対策本部との連絡窓口) 津波避難ビルや災害時避難所への避難誘導 可搬式ポンプを使った初期消火 家屋内や屋外の救出
避難所 運営 委員会	委員長等	2～3	災害時避難所の運営
	総務部 管理部 救護部 食糧部 物資部		災害時避難所の事務 場所割等の管理 食料の配分 食料以外の物資の配分

自主防災組織のイメージ



【訓練等実施地域数 (全 11 地域)】

(単位：地域)

	平成 28 <u>29</u> 年度	平成 29 <u>30</u> 年度	平成 30 <u>31</u> 年度
防災訓練	11	11	11 <u>10</u>
防災学習会	11	11	<u>10</u> 11

(2) 災害時における情報連絡の強化

【現状と課題】

地域と港区災害対策本部との情報伝達が円滑かつ迅速にできるよう、大阪市の移動型防災無線（MC A無線）を各地域に配備し、年数回、情報伝達訓練を実施しています。

現在、各地域には災害対策本部用として一台ずつ防災無線（MC A無線）を配置していますが、中学校や高等学校の避難所の状況を知るための情報手段がなく、地域内での地域防災組織とその担当者との情報連絡についても適切な手段がありません。また、防災無線の回線数には制約があるため、これ以上の防災無線（MC A無線）の増設は難しい状況にあります。

このような状況のもと、災害時の校下地域内の連絡確保のため、平成 25 年度に、全地域において大阪市の防災無線とは系統を別にした、各地域内での情報連絡を主な目的とするデジタル簡易無線機を各地域に 3 台ずつ配備し、避難行動要支援者や家屋倒壊などによる救助応援要請などの情報を共有できるようにし、情報連絡体制を強化しました。

平成 26 年度には、港区役所、港警察署、水上警察署、水上消防署及び大阪海上保安監部の参加による連絡会議を開催し、築港地域の住民や海遊館の来館者等の避難広報や避難誘導等について議論を重ね情報連絡体制の強化を図りました。

平成 27 年度～30 年度には全地域にデジタル簡易無線機を更に 5 台ずつ追加配備し、校下地域内での情報連絡体制の整備を行いました。令和元年度には I P 無線機を全地域に 1 台配備し、地域間と区本部との情報連絡体制の強化を図りました。

【取組の方向性】

- ・地域と港区災害対策本部との情報連絡体制を強固なものするため、各地域に配備した大阪市の移動型防災無線（MC A無線）、港区が独自で配備したデジタル簡易無線機及び I P 無線機を利用し、避難所開設訓練等において情報伝達訓練を実施します。
- ・各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定小電力無線機を配備し、避難所内における情報連絡が円滑かつ迅速に行われるよう支援を行います。

(3) 地域の担い手作り

【現状と課題】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時の初期初動段階において、地域住民が連携・協働して被害の防止・軽減にあたるため、平成 8 年に連合町会ごとに「地域防災リーダー」が組織化されました。大阪市消防局が開催する地域防災リーダー研修により知識を深めるとともに、地域での防災訓練において可搬式ポンプの操作訓練などの取組を実施しています。

近年、地域防災リーダーの高齢化が進み、若い地域防災リーダーは区外に働きに出ているため、とりわけ平日昼間の災害発生時に避難行動要支援者を支援するなどの担い手が不足しています。各地域では地域活動協議会が形成されており、防災を担当する部会が中心となって、地域の実情に応じて自主防災組織を編成し、組織の中心的な役割を担う防災リーダーの育成についても区役所と地域が協力して取り組んでいます。

- ・地域防災リーダー数：~~294328~~人（令和 2 年 ~~43~~月 ~~416~~日現在）

【取組の方向性】

- ・中学生に対する防災教育、支援活動教育を行い、修了した生徒をジュニア防災リーダーに認定し、災害時に地域の高齢者等避難行動要支援者の避難誘導等の担い手として育成する取組を進めます。

➢ジュニア防災リーダー養成講習実施数：

平成 ~~28~~29 年度：~~45~~ 校、平成 ~~29~~30 年度：~~54~~ 校、平成 ~~30~~31 年度：~~45~~ 校

- ・地域活動協議会において、活動の担い手の拡充に向けた検討を促進します。

➢地域防災リーダー新任者研修会：

平成 ~~29~~28 年度：~~258~~ 人、平成 ~~29~~30 年度：~~846~~ 人、平成 ~~30~~31 年度：~~3434~~

人



（４）避難行動要支援者対策の促進

【現状と課題】

- ・大規模な災害が発生した場合、消防や警察など公的な支援体制が整うまでには時間を要します。自らの命は自らで守り、支援が必要な人に対しては、地域で助け合う必要があります。
- ・地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援の取組とするための「避難行動要支援者支援計画」作成に繋げるため、平成 27 年度の避難所開設訓練や学習会において大阪市港区社会福祉協議会の協力を得て、車椅子の体験訓練等を実施・検証を行いました。

【取組の方向性】

- ・地域の自主防災組織において要支援者の避難支援の取組が進むよう、要支援者情報の収集・管理方法や要支援者への支援内容、支援者の選出方法などに関するルールを定めた「避難行動要支援者支援計画」の作成などの支援を行います。
- ・「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、要支援者情報（大阪市福祉局から要援護者の見守りネットワーク強化事業の委託を受けた港区社会福祉協議会が作成した名簿（本人が自主防災組織等への提供に同意したものに限る））を提供します。

(5) コロナ禍における避難所運営

【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、3密を避ける避難、避難所開設や運営における感染拡大防止が必要となっています。

【取組の方向性】

- ・災害時の避難場所として、自宅が頑丈な建物の高層階や危険な区域でないなど安全が確保される場合は「在宅避難」、その他安全な親戚・知人宅、その他宿泊施設などへの「分散避難」を推奨し、情報交換会をはじめ広報誌やホームページなどにより周知し、避難所における感染症リスクの回避を図ります。
- ・避難スペースの確保、感染症対策に関する物資の備蓄、感染症予防のための「避難所開設・運営マニュアル」の策定及びそれに基づく訓練等に取り組む、災害時の避難所での感染拡大防止に取り組む。

4 福祉避難所

【現状と課題】

福祉避難所とは、入院の必要や施設に入所するほどではなく、ある程度自力で過ごすことが可能な高齢者や障がい者などで、一般の災害時避難所では対応できない避難行動要支援者のために、特別の配慮がなされた災害時避難所のことです。

平成26年度から27年度にかけて重点的に福祉避難所の確保に取り組み、平成27年度末現在28箇所の福祉避難所を確保しました。

平成27年度には、防災の基礎知識と福祉避難所の開設・運営についての学習会を2回開催し、全28施設から36名の参加がありました。

また、福祉避難所等受入人員の算定についても積極的に取組、希望のあった福祉避難所に出向いて施設担当者と共に受入人員を算定しました。

その結果、28施設で約400人の受入れが可能となりました。

今後は、災害発生時に福祉避難所としての機能を速やかに確保するとともに、災害時要支援者が福祉避難所に避難する具体的な手順を定め、地域住民や防災に関わる団体が共有化することで、災害時に実践できるようにすることが重要です。



港区社会福祉協議会（ひまわり）

【取組の方向性】

- ・体制が整った福祉避難所に対して、福祉避難所設置・運営訓練等の実施を働きかけ、訓練等を実施します。
- ・各地域における避難所、福祉避難所及び区本部が連携した情報連絡体制を構築します。

5 帰宅困難者対策

【現状と課題】

- ・大規模災害発生時においては、帰宅困難者対策が重要な課題となっています。現在、ターミナルの帰宅困難者対策として大阪駅周辺地区、難波駅周辺地区、天王寺駅周辺地区に帰宅困難者対策協議会が設立されています。弁天町駅についても、Osaka Metro、JR が交差する 1 日約 10 万人の乗降客のターミナルとなっており、大阪市地域防災計画によると、大規模災害発生時に大阪市全体で約 90 万人、うち港区では 1.27 万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。
- ・平成 26 年度に弁天町駅前にある大阪市教育センター及び J R 弁天町駅と「帰宅困難者への備蓄物資の保管等に関する協定書」を締結し、それぞれ 300 人分の備蓄物資（アルファ化米、ビスケット、水、保湿シート）を配備しました。
- ・また、大阪市教育センター、J R 弁天町駅に対して、情報連絡体制の確立のため港区のデジタル簡易無線機を 1 台ずつ配備し、無線通信訓練を実施しました。

【取組の方向性】

- ・大規模災害発生時により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が発生することが予想され、これらの帰宅困難者が一斉に帰宅を開始した場合、混乱により死傷者が発生することが想定されます。また、交通事故発生への恐れや人命救助、緊急輸送等の応急対策活動ができなく恐れがあることから、各事業所等を対象として、「一斉帰宅の抑制」について積極的に広報を行います。

6 区内大規模集客施設の予防対策

区内及び、近隣区大規模集客施設との災害時連絡体制を構築し、連携強化を図ります。

（1）築港・天保山エリア

【現状と課題】

築港・天保山エリアにおける大規模集客施設では、各施設ごとに災害発生時や緊急時等に従業員が施設利用者への的確な避難誘導を行うことができるよう定められており、地域一体となった対策や訓練が行われていません。

また、大津波、津波警報が発表された場合は、敷地内にとどまることは危険なため、施設利用者を敷地外に誘導した後、津波避難施設等に避難させることとされています。

【取組の方向性】

- ・各施設に來られた方への対応を図るため、当エリア以外（港晴地域、八幡屋地域）の津波避難ビルの情報等を提供し、避難誘導等を行うよう働きかけます。
- ・水上警察署、港警察署、水上消防署及び大阪海上保安監部などの関係機関と情報の共有について災害時に有効に機能するよう取組を進めます。
- ・津波避難対策として、施設利用者が多い日でも確実に避難することができるよう、安全な避難誘導策等について施設側と引き続き協議を進めます。

(2) 丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）

【現状と課題】

- ・丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）では、利用者の避難誘導や職員間の連絡体制の確認のため、利用者の多い土・日の地震発生を想定して、利用者を津波避難施設に指定されている屋上緑化部（グリーンヒルズ）に避難誘導する防災訓練が実施されています。
- ・平成 27 年度に、大規模災害発生時に港区災害対策本部との情報連絡体制を確立するため、デジタル簡易無線機を 1 台配備しました。

【取組の方向性】

- ・最大 1 万人規模の来場者の避難が想定され、帰宅困難者の発生も見込まれることから、丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）のほか港警察署、港消防署などの関係機関との災害時情報連絡体制を構築するとともに、情報連絡訓練の実施などにより災害時に迅速・手的確な対応が行えるよう取組を進めます。
- ・津波避難対策として、来場者が多い日でも確実に避難することができるよう、津波避難施設の確保や安全な避難誘導策について施設側と引き続き協議を進めます。

(3) 大阪ベイトワース

【現状と課題】

港区では、平成 27 年度にオーク 200 の売却先が決定したことを受けて、12 月 1 日付けで売却先との間に「津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結し、2 階共用部通路及びアトリウムを津波避難施設とすることに合意し、24 時間、約 2,700 名の避難場所を確保しました。その後、所有者が変更されたことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日付けで同じ趣旨により新所有者との間に再度協定を締結しました。

【取組の方向性】

多くの住民や通勤客の避難が想定される大阪ベイトワース等との災害時情報連絡体制を構築するとともに、帰宅困難者対策に協力していただく JR 弁天町駅、Osaka Metro 弁天町駅、大阪市教育センターなどと情報連絡訓練の実施などにより災害時に円滑かつ迅速な対応が行えるよう取組を進めます。

7 民間企業等との連携強化

【現状と課題】

過去の災害時には、民間企業から被災地へ専門家の派遣や物資・資機材等の提供が行われており、これらが被災地での活動の大きな助けとなっています。民間企業等との連携を強化し、大規模な災害時に人的・物的資源の提供を受けたり、各地域における防災活動に協力していただくことで、被害の軽減や地域生活の早期復旧等を図る取組を進める必要があります。

- ・平成 26 年度に企業、事業所や店舗等を対象に「大阪市港区防災サポーター登録制度」を創設しました。区内のより多くの企業、事業所や店舗等に登録してもらえよう、働きか

けを行います。(令和2年3月1日現在の登録企業数:58企業等)

- ・郵便局との連携

平成26年10月14日付で港区内にある全10郵便局と「災害発生時における港区役所と港区内郵便局の協力に関する協定書」を締結し、緊急車両として保険関係で使用している乗用車やバイク、自転車の提供や郵便局ネットワークを活用した避難広報活動を行っていただきます。

- ・ライフライン事業者(大阪市水道局、関西電力、大阪ガス、大阪府西大阪治水事務所)との連携

大規模災害発生時にライフラインの被害状況や復旧状況等の確認などを行うため緊急用の連絡先電話番号の交換を行うなど情報連絡体制構築を行いました。

- ・環境局環境管理部西部環境保全監視グループとの連携

平成27年3月24日付で環境局長と「災害時における港区役所と環境局の協力に関する協定書」を締結し、港区役所4階に所在している環境局環境管理部西部環境保全監視グループ職員が、大規模災害発生時に港区災害対策本部の指揮下に入り、区職員と共に災害発生直後の初期初動段階に環境局が保有している天然ガス車を利用した避難広報や避難誘導等の業務にあたることにしました。

【取組の方向性】

- ・「大阪市港区防災サポーター登録制度」については、区内のより多くの企業、事業所や店舗等に登録してもらえるよう、引き続き働きかけを行います。(令和2年3月1日現在の登録企業数:58企業等)

- ・大阪みなと中央病院との連携

港地区復興土地区画整理事業に伴う弁天町駅前土地区画記念整理事業の一環として、令和元年度に弁天町駅前に大阪みなと中央病院がオープンしました。

令和5年度には、大阪みなと中央病院に隣接する形で(仮称)区画整理記念・交流会館がオープンする予定になっており、津波や大地震など大規模な災害時には、避難場所(津波避難ビル)等としての役割を担うとともに、大阪みなと中央病院と連携した防災拠点としての機能を担います。

大阪みなと中央病院には、災害拠点病院の指定をめざした機能強化を要請するとともに、災害時における港区役所との情報連絡体制の確立を図ります。

- ・災害時連携を図る民間企業等と合同訓練を実施するなど、大規模災害発生時に迅速・的確な対応が行えるような取組を行います。

8 水防団との連携強化

【現状と課題】

水防団は、洪水、津波または高潮の時の被害を最小限に止めるなど、水害から住民の生命や財産を守るため、水防法に基づき自治体などが設置する地域住民の防災組織です。毎年、水防工法や鉄扉の開閉操作、無線通信などの訓練を行っています。

水防団においても、団員の定足数を満たしておらず、また、高齢化も進んでおり、新たな担い手づくりが重要な課題となっています。

- ・組織 : 港区防潮本部 及び 6分団

- ・鉄扉数 : 218~~220~~基
- ・水防団員定足数 : 671~~680~~人
- ・水防団員数 : 313~~323~~人 (令和 32年 32月 1 日現在)

【取組の方向性】

- ・区役所をはじめ水防団や企業など防災関係機関と連携して、水防団への青年層、女性の入団を促進し、水防組織の維持・強化を図るため広報などを通じた入団の働きかけを行います。



第3章 応急対策

地震などの大災害が発生した場合、「港区災害対策本部」を設置し、災害応急対策を行います。

初期の災害応急対策は、「初期初動マニュアル」により行います。

1 組織計画

(1) 港区災害（緊急、警戒）本部の設置基準

①港区災害対策本部の設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動を要すると認められるときは、港区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置します。

■市本部が設置されたとき

- ・本市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき
- ・本市域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき
- ・府域に強い台風※が上陸あるいは接近する恐れがあるとき
※府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
- ・本市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき
- ・市域に避難情報を発令したとき
- ・本市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき

- ・その他市長が必要と認めたとき

■その他区長が必要と認めたとき

この場合は市長に報告します。

②港区災害対策警戒本部の設置基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において、港区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

■市警戒本部が設置されたとき

- ・本市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき
- ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき
- ・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき※
※台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
- ・避難情報を発令するおそれがあるとき
- ・その他危機管理監が必要と認めたとき

■その他区長が必要と認めたとき

この場合は危機管理監に報告します。

③情報連絡体制

災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときに、港区役所に情報連絡体制を設ける。

- ・本市域に津波注意報が発表されたとき
- ・台風時以外で本市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき
- ・本市域に大雨警報・洪水警報が発表されたとき
- ・その他危機管理監が必要と認めたとき

2 動員計画

（1）動員基準

職員は次に定めた動員基準により災害対応にあたります。

ただし、区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができます。

動員基準表

種 別	災 害 状 況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員全職員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれ災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長並びに職員
3号動員	被害状況の把握等初期活動被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	指定職員(※)職員

4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等知れ行動を実施する必要が生じ	初期初動に必要な職員指定
5号動員 (風水害の場合)	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に必要な職員

※指定職員

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で区長が指定する。

■動員編成

- ・区長は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告します。
- ・区長は、所属員に対し動員計画を周知し、所属員の連絡網を整備するなど、速やかに動員体制がとれるようにします。
- ・区職員は、地域防災計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施します。



港区震災総合訓練の様子

(2) 動員体制

①自動参集基準

<震災関係>

■震度6弱以上、大津波警報又は特別警報が発表された場合

全職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき、大津波警報又は特別警報が発表（気象庁発表）されたときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により自動参集します。

所属参集

港区役所職員は市本部要員を除きすべて港区役所に参集します。（令和23年32月現在 468165名）

直近参集

災害発生時における港区の災害対策本部の初期初動体制の充実のため、港区内又は港区の近くに居住するあらかじめ指定された港区役所以外の職員 2420名（直近参集者）は、港区災害対策本部長の指揮の下、港区役所に参集し初期初動業務を行います。

■震度5強又は津波警報が発表された場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5強（気象庁発表）を観測したとき 又は津波警報が発表された場合は、2号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

上記直近参集者も、港区役所に参集します。

■震度 5 弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度 5 弱（気象庁発表）を観測したときは、~~3~~2号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

■震度 4 の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度 4（気象庁発表）を観測したときは、~~4~~3号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

■港区緊急区本部員の自動参集

港区緊急区本部員（~~1920~~名）は、勤務時間外に本市域において震度 5 弱以上（気象庁発表）を観測したときは、港区役所に自動参集します。

■震度 3 以下の地震又は遠地地震による津波発生時

職員は、~~震度 3 以下の地震又は遠地地震により、本市域において大津波警報が発表されたときは 1 号動員の指令があったものとして、津波警報が発表されたときは 4 号動員の指令があったものとして、津波注意報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）~~が発表されたときは~~5~~4号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

<風水害関係>

■特別警報が発表された場合

全職員は、勤務時間外に本市域において特別警報が発表（気象庁発表）されたときは、1 号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

■避難情報が発表された場合

職員は、勤務時間外に本市域において避難情報が発令されたときは、2 号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

■大雨・洪水警報が発表された場合

勤務時間外に本市域において大雨・洪水警報が発表（気象庁発表）されたときは、被害情報の収集ならびに区本部を~~設置する準備体制としてのため~~、4 号動員の指令があったものとして、職員 2 名以上が港区役所に自動参集します。

■台風時等、事前に災害が予想できる場合の参集

台風時等、事前に災害が予想できる場合に対しては、事前に大阪市の警戒体制検討会議が開催され動員体制が決定されます。

職員は、台風時において勤務時間外に本市域に暴風警報が発表（気象庁発表）されたときは、事前に決定した動員体制をとるための動員指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

■暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

職員は、勤務時間外に本市域において暴風警報、暴風雪警報が発表（気象庁発表）されたときは、~~5~~4号動員の指令があったものとして、港区役所に自動参集します。

②動員指令

動員の指令は、市長の命を受けて危機管理監が各所属長あて発するものですが、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができます。

3 応急避難計画

(1) 避難の勧告、指示

①避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行います。

- ・地震火災の拡大等により住民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ・大津波警報又は津波警報が発表されたとき
- ・避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- ・その他災害の状況により必要と認められるとき

②避難勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行います。

- ・避難勧告、指示者
- ・避難勧告、指示を必要とする理由
- ・避難勧告、指示の対象区域
- ・避難先及び所在地
- ・避難経路
- ・注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

③勧告、指示の区分

- ・避難勧告は、災害発生のおそれがある場合に行います。
- ・避難指示（緊急）は、災害の発生が確定的となった場合又は災害による被害が発生し、危険が切迫している場合に行います。大津波警報又は津波警報が発表された場合、港区では避難指示（緊急）を行います。
- ・区本部長は、市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ、区民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示をします。

【避難誘導における注意】

- 災害直後は自主防災組織等を主体に、組織ごとに避難所に避難してください。この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難を優先します。

その際、防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された避難行動要支援者の安否を確認する必要があります。

- 避難に際しては、自主防災組織、隣近所等で助け合い、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものに止めて下さい。

- 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導して下さい。

(2) 避難施設

①広域避難場所（港区：八幡屋公園）

大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するために指定された火災に対して安全な大きな公園などです。

②一時避難場所

避難を円滑に実施するためのコミュニティ単位の一時的な避難先です。広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所です。

③災害時避難所（港区：小学校11校、中学校5校、高校2校）

災害により自宅で生活できない市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供でき災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡（学校を災害時避難所とする場合は、1.6㎡）につき1人を基準として50人以上受入できる建物です。

災害時避難所の鍵は、区本部においては、協働まちづくり推進課に保管しています。

(3) 要配慮者への対応

①安否確認とニーズ調査

災害発生後、自主防災組織は速やかに居宅に取り残された高齢者、障がい者等の安否確認とニーズの把握を行い、区本部及び区ボランティアセンターへの情報提供と協力依頼をします。

②福祉避難所への移動

区本部は、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、避難所へ移動された人で支援を要する人については、福祉避難所に移動を行います。

③要配慮者等に対する避難所の対応・配慮

- ・避難所班長等は、要配慮者のうちの要援護者が、福祉避難所への緊急入所を必要とする場合については、区災害対策本部と連携し移送を行います。
- ・福祉避難所が入所者及び通所者の安全を確保したうえで、余裕スペースを活

用し、緊急受入れのための準備を速やかに行えるように、平常時から学習会等の場を利用して協力要請を行います。

- ・避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮する必要があります。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

④応急福祉サービスの提供

区本部は、避難所及び社会福祉施設の支援を要する人の状況把握に努め、応急福祉サービス提供体制を整え、ホームヘルプサービス、入浴サービス、車椅子の手配等、ニーズに対応したサービス提供をきめ細かく行います。

(4) 津波における避難計画

①実施体制

気象庁では津波警報・注意報等を地震発生後速やかに発表することになっています。沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をすることとします。

- ・気象台からなんらかの通報が届くまでは海面状態を監視する。
- ・各地域では、津波警報・注意報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。

(注)・NHKは、放送終了後でも臨時に放送することとなっています。

②津波注意報の発表時

津波注意報（大阪府）が発表されたときは、港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行います。

③津波警報の発表時

津波警報（大津波又は津波）が発表されたときは、次によるものとします。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行います。

- ・港湾部（防潮扉及び水門閉鎖要員含む）及び水防関係機関は、迅速に水門、防潮扉の閉鎖を行います。
- ・同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上やその付近の滞在者に対して、避難の指示などを行います。
- ・海上停泊中の船舶で津波の被害を受けるおそれのある場合は、防災関係機関の協力を得て、沖合への移動を指示します。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 - 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安全と思わず、より高い場所をめざして避難しましょう。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。

津波予報の発表基準及び内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(大阪市の津波予報区は「大阪府」)

大津波警報又は津波警報が発表されたときに、津波被害から市民・区民の方々の生命を守るため、緊急かつ一時的に避難できる施設として津波避難ビルを指定しています。

次の指定要件を満たす建物を津波避難ビルとして提供していただける場合、ビル所有者又はマンション管理組合、区役所、連合振興町会の3者による協定を締結します。

(令和 32年 32月 1日現在 公共施設 46 箇所、民間施設 ~~63~~62 箇所)

【津波避難ビルの指定の要件】

- 新耐震基準（昭和 56 年 6 月以降の耐震基準）を満たすもの。
- 鉄筋コンクリート（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）で地上 3 階建て以上。
- 緊急かつ一時的避難が可能な供用場所があり、大津波警報又は津波警報が発表された時に区民等が一時避難することが可能である。
- 津波避難ビルとしての使用に当たっては、無料で使用できること。

【避難のポイント】

津波から身を守るためには、少しでも早く、高いところに避難しましょう。

■地震の揺れの程度で自己判断しない

揺れが小さくても津波が起きることがあります。海岸や河川敷などでは、小さい揺れであってもまずは避難しましょう。

■「遠く」より「高く」に

既に浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。「遠く」よりも「高い」場所に避難しましょう。近くのマンションやビルの3階以上に逃げ込むようにしましょう。

■避難に車は使わない

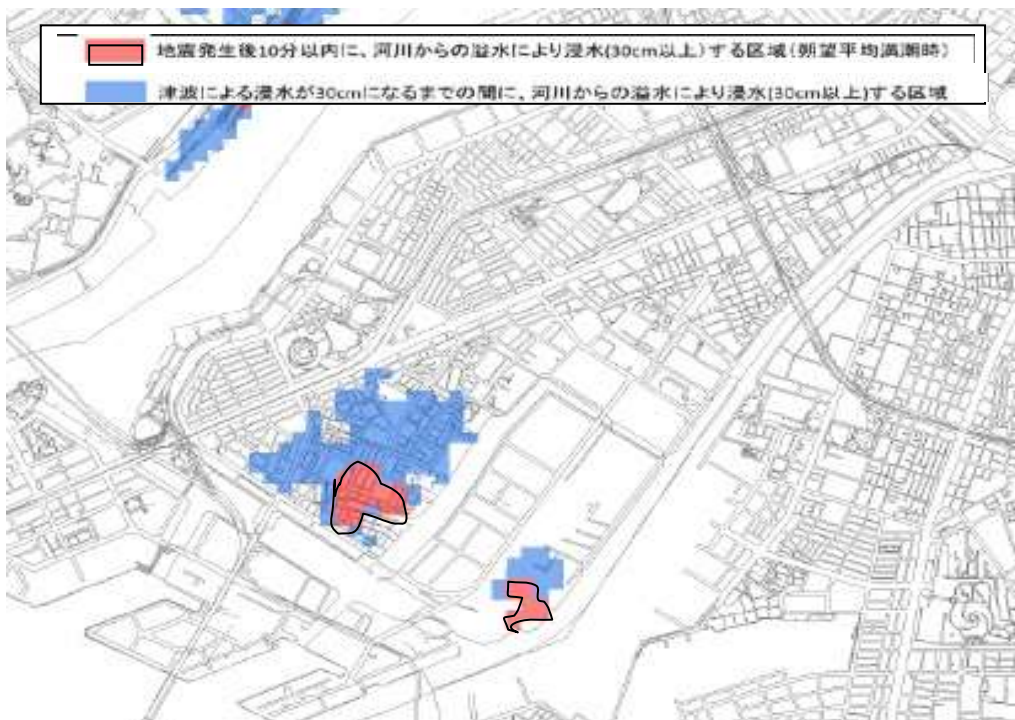
車で避難する事はやめましょう。平成 5 年（1993 年）の北海道南西沖地震では、奥尻島青苗で避難する車で狭い道路が渋滞しました。そのため津波に飲み込まれ、多くの人が命を落としました。



(5) 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難

地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域内の住民等は、避難の勧告・指示によることなく、地震発生後速やかに避難を開始します。

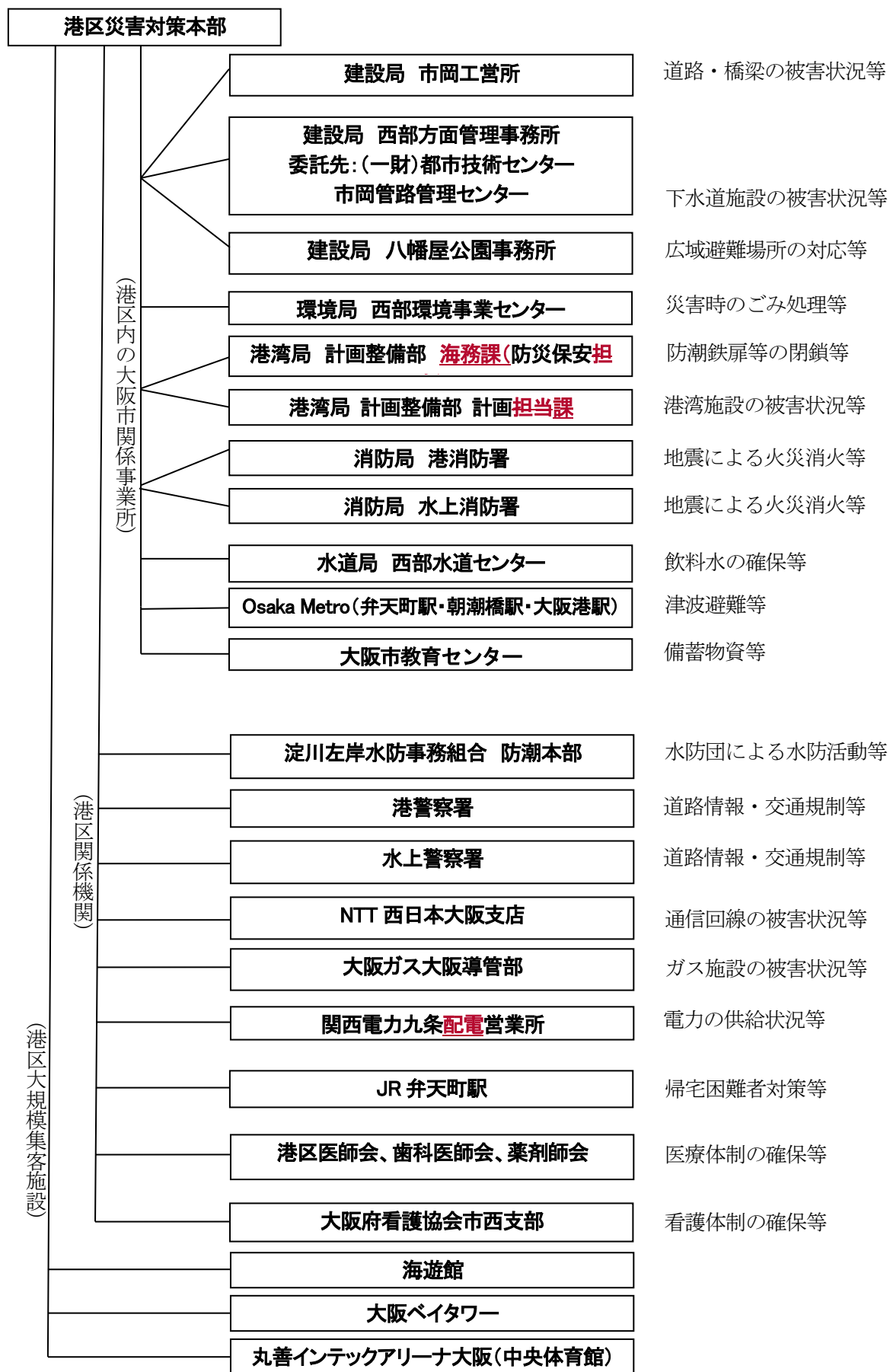
- ・地震発生後、速やかに津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難します。
- ・地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があるので、地震の種別にかかわらず速やかに避難を行います。



出典：平成 25 年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より

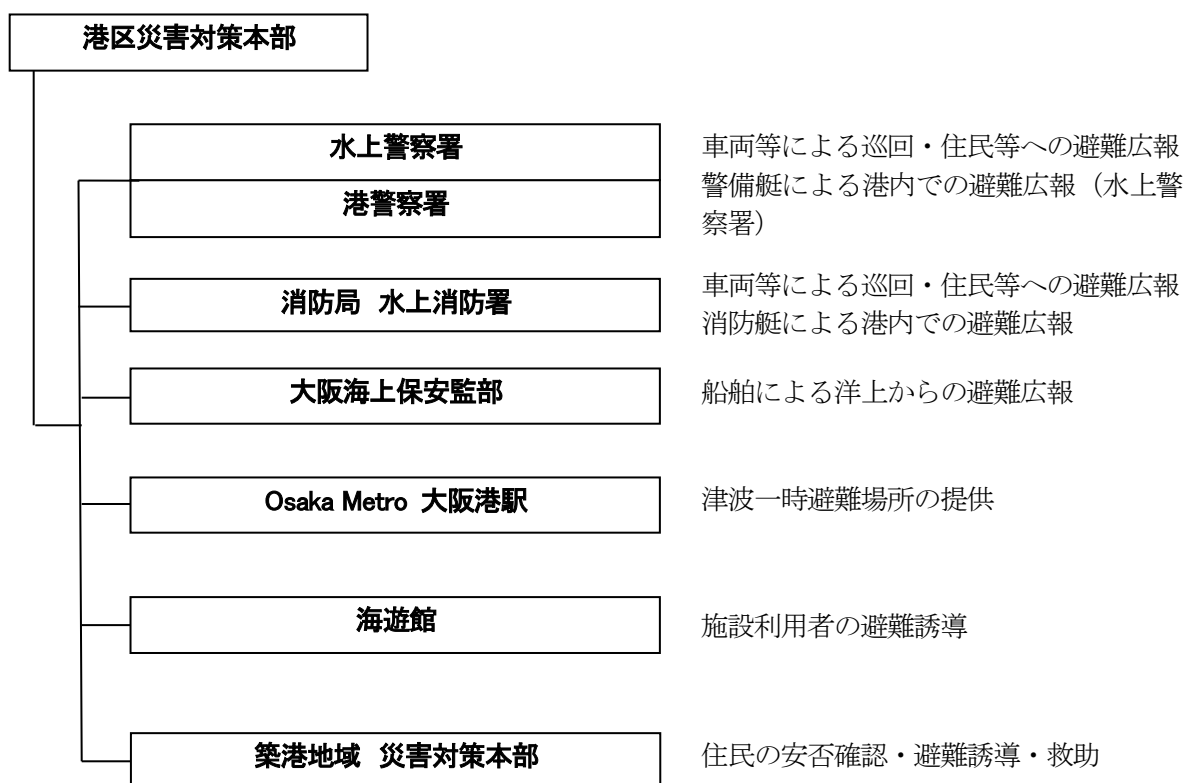
4 情報収集体制及び伝達系統

< 震災 >

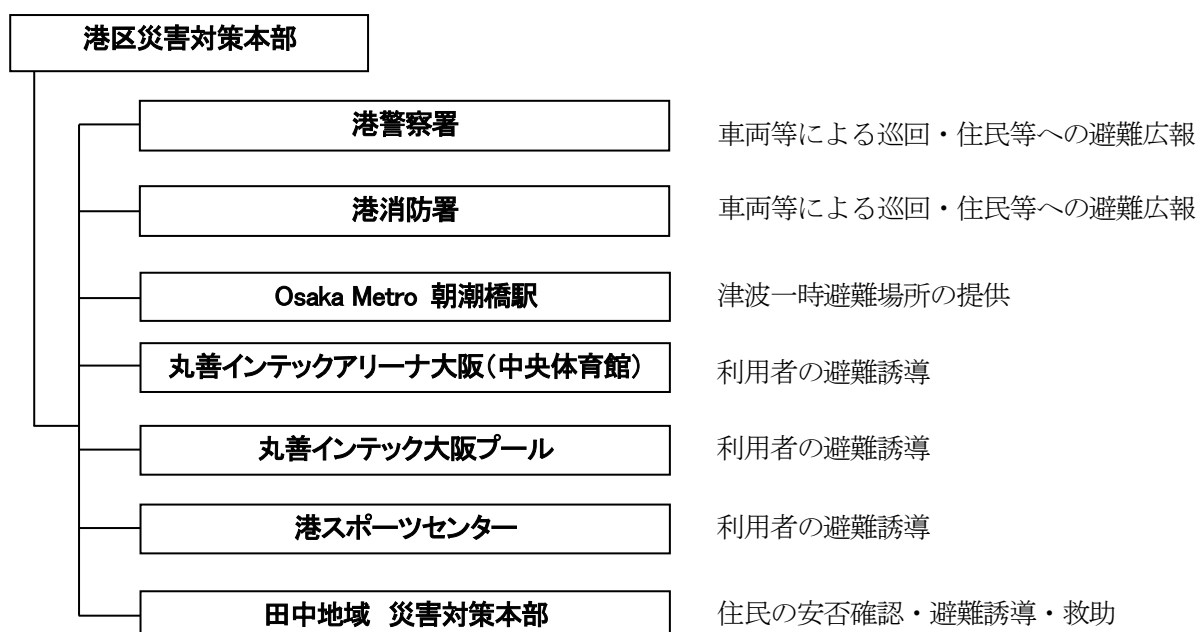


■大規模集客施設周辺の避難誘導にかかる初期初動連絡体制

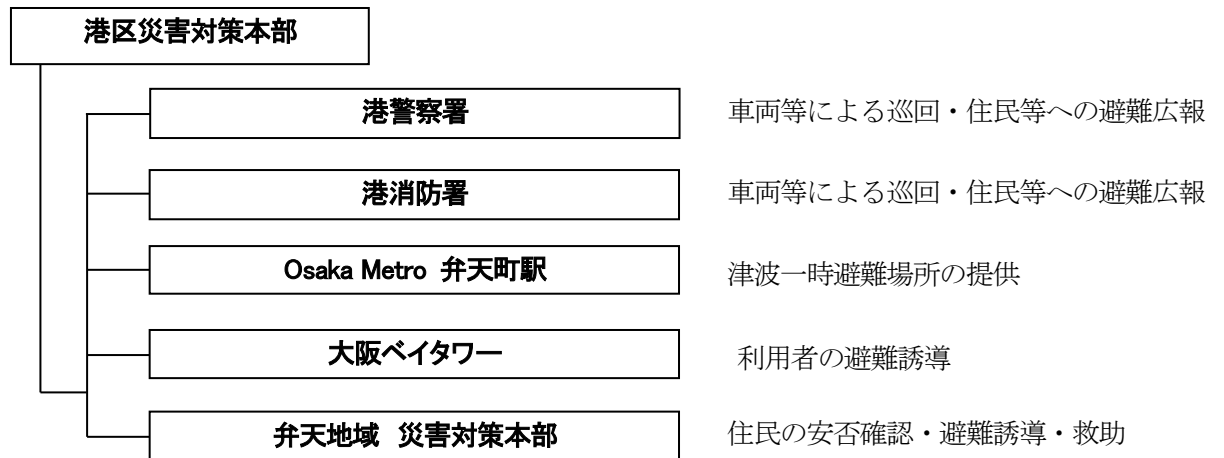
【築港地域（海遊館周辺）】



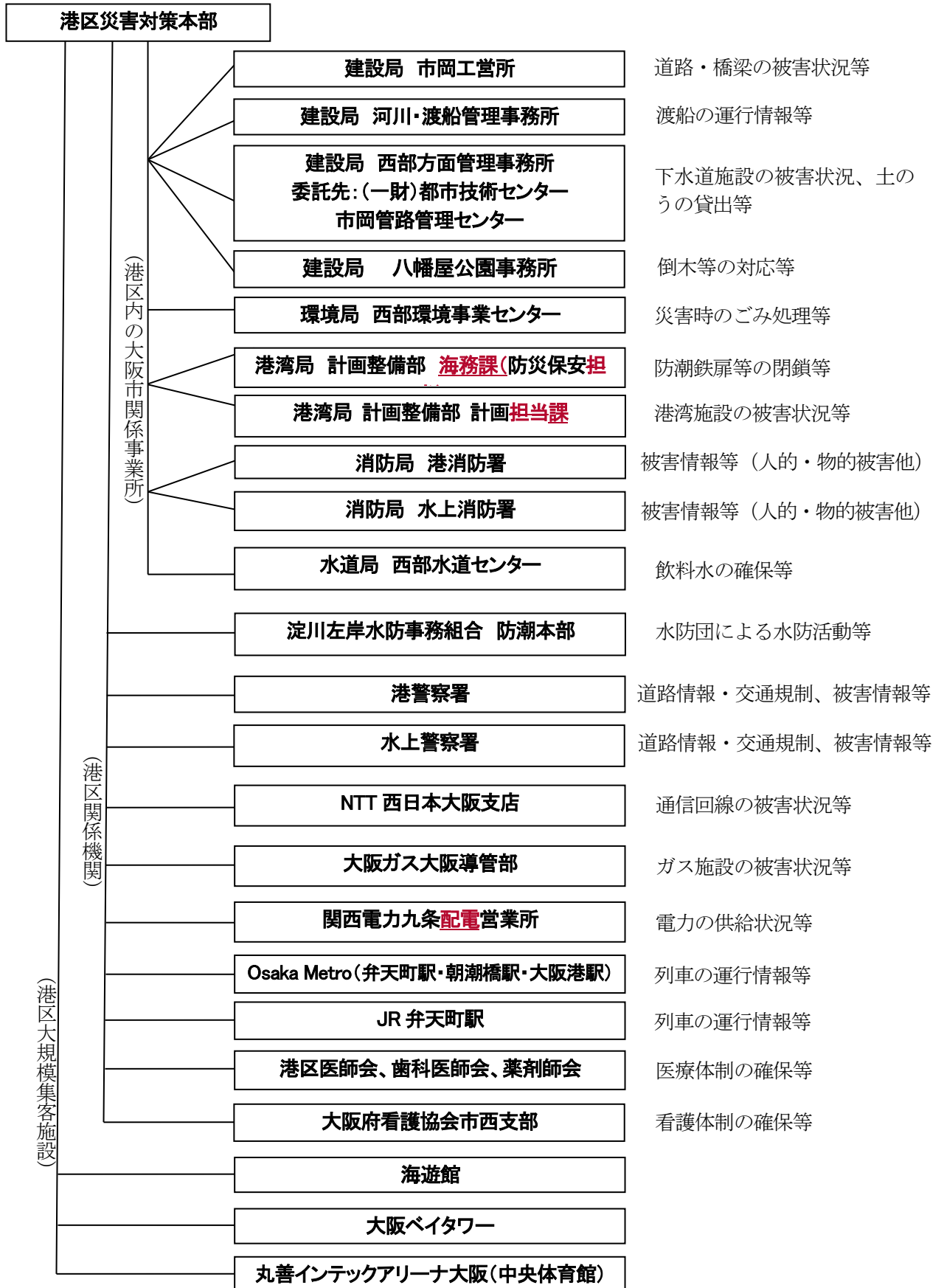
【田中地域（丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）周辺）】



【弁天地域（大阪ベイタワー周辺）】



＜風水害＞



5 帰宅困難者への対応

(1) 情報の収集と提供

①帰宅困難者についての情報収集

J R 弁天町駅、Osaka Metro 弁天町駅から弁天町駅周辺に滞留している帰宅困難者に関する情報を収集し、必要な対策を行います。

②帰宅困難者への情報提供

J R 弁天町駅、Osaka Metro 弁天町駅に連絡し、帰宅困難者に対して災害情報等の提供を行います。

(2) 備蓄物資の配布

弁天町駅周辺で被災した帰宅困難者のための食料等（アルファ化米、ミニクラッカー、保存水、保温シート各 300 人分）を大阪市教育センターおよび J R 弁天町駅に備蓄しています。

帰宅困難者の滞留時間が長時間にわたる場合には、可能な限り区職員を派遣し、帰宅困難者への食料等の配布活動に従事します。

また、弁天町駅周辺の防災サポーター登録企業等に連絡をとり、従業員の応援を要請します。

6 広報活動計画

(1) 緊急広報

危機管理部・区本部等は、同報無線等を使用して市民等の安全に係わる緊急広報（大津波警報又は津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施します。

①区本部が実施する緊急広報

区内において地震火災などの危険が切迫し、区本部長が警察署長や消防署長、水防関係責任者等と協議のうえ、区民等に避難のための立ち退きの勧告・指示を発令した場合、区本部は、すみやかに緊急広報を実施します。

②緊急広報の手法

- ・ ツイッター、フェイスブック、ホームページによる広報
- ・ 職員による広報
- ・ 青色防犯パトロール車両による広報
- ・ 環境局西部環境保全監視グループの車両等、郵便局のバイク等による広報の要請

③区が実施する緊急広報内容

- ・ 緊急広報の内容は、「避難勧告・指示を発令した理由」「避難勧告・指示の対象区域」「避難先及び所在地（広域避難場所名称等）」「避難経路（指定避難路名称等）」のほか、避難に際しての注意事項等とします。
- ・ 緊急広報の文章は、市本部から各区本部へ都市防災情報システムや無線 F A X で送付される文章の他、区独自で事前に準備した文例をもとに実施します。

（２）一般広報

①区が実施する一般広報内容

■災害情報

- ・災害の発生状況
- ・津波等に関する情報
- ・応急対策の実施状況
- ・避難勧告・指示の状況
- ・市内の被害状況
- ・家庭・職場での対策と心得
- ・その他必要な事項

■生活関連情報

- ・電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み
- ・食料・生活必需品の供給状況
- ・道路交通状況
- ・鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
- ・医療機関の活動状況
- ・その他必要な情報

■救援措置情報

- ・被災証明書の発行情報
- ・相談窓口の開設状況
- ・税・手数料等の減免措置状況
- ・救援援護資金等の融資情報
- ・その他必要な情報

７ 飲料水、食料、生活関連物資の供給計画

（１）応急給水計画

水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部や自主防災組織等市民の協力を得て、以下の応急給水を行います。

①応急給水の方法

- ・水道部は、広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し、浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応します。（拠点応急給水方式）
- ・飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用します。
- ・災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽の水の活用を図りながら応急給水拠点の早期開設に努めます。
- ・災害時避難所では、飲料水を備蓄しており、それを活用します。
- ・水道部は、医療・福祉施設等の重要施設に対し車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行います。（運搬給水方式）
- ・水道部は広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルート of 優先復旧に努め、通水した地点より順次仮設給水栓を設置します。（拠点応急給水方式の拡充）

②広報体制

- ・水道部は拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に連絡します。
- ・危機管理部は、前記の状況を報道機関等を通じて被災者に広報します。

■区が実施する応急給水内容

- ・災害直後は、備蓄飲料水の活用を図ります。
- ・避難所主任等は、水道部が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。
- ・避難所主任等は、避難所内の応急給水拠点等の水質保全のため、食品衛生対策班（保健所：健康局において編成）に対し、水質検査等を要請します。
- ・区本部は、区内の応急給水等の状況を把握し、その状況を掲示等により広報します。

（２）食料供給計画

①食料供給の順位

食料供給は、次の順位で行いますが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができます。

- ・災害対策用備蓄食料（煮炊不要食（アルファ化米）、ビスケット等）
- ・流通業者等からの調達食料（弁当、パン等の既製食品）
- ・米穀小売業者等からの調達食料

②食料供給の対象者

- ・避難所に受入れされた者
- ・住家に被害があり、炊事できない者（在宅避難者）
- ・通勤・通学者、旅行者等

③食料供給の品目

供給品目は、煮炊不要食（アルファ化米）、ビスケット、お粥等、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等とする。

④食料の調達方法

- ・市本部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食料品の調達を受けます。また災害救助法が適用された場合は、大阪府より災害救助用食料の引き渡しを受けます。
- ・前記により、なお不足する場合は、他都市等に応援を求めます。

中央卸売市場は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食料を含む生鮮食料品の確保を図ります。

⑤食料供給の実施方法

- ・食料供給の場所は、原則として災害時避難所とします。

- ・食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行います。また、食料の配給については被災者自らが行いますが、支援を要する者については配慮します。
- ・炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図ります。

(3) 生活関連物資供給計画

①実施体制

■災害救助法が適用された場合

同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長および区本部長が実施します。

■災害救助法が適用されない場合

被災の実情に応じ、適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給与又は貸与を行います。

②生活必需物資の備蓄品目種類

寝具（毛布）、肌着、身回り品（生理用品等）、日用品セット（石鹸、歯ブラシ、タオル、コップ等）、トイレットペーパー、大人・幼児用紙オムツ、杖等その他として、ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポータブルトイレ、間仕切り等

③衣料・生活必需品の輸送と配分

- ・福祉部等は、災害が発生した被災地に物資を輸送する必要があるときは、速やかに活動しうるよう体制を整備しておきます。
- ・救援物資の輸送にあたっては、輸送の迅速と確保を期するため、事前に区本部あてに連絡をとります。
- ・輸送は原則として被災区の避難所まで福祉部等が行い、配分は区本部が行うものとし、必要に応じて自主防災組織の協力を得て実施します。また、あらかじめ供給協力要請している協定締結団体等及び他府県等からの応援で対処します。

8 医療・救護計画

(1) 初期初動医療救護活動

①市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）

- ・本市域で震度5弱以上を観測した場合、市本部に医療調整班が設置されます。

■医療調整班の任務

- ・医療関係機関との調整
- ・医療救護班の調整
- ・緊急輸送の調整（ヘリ、船舶等の運用）
- ・医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

■救護所の設置

災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置します。

- ・災害現場又は現場付近
- ・避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- ・特例場所（被災地周辺の医療機関等）

②派遣要請及び派遣

- ・消防部は、災害現場の状況により医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請します。
- ・区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請します。
- ・医療調整班は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ、日赤救護班、市立医療機関救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班（JMAT）、自衛隊救護班、ボランティア医師による医療救護班等の派遣要請を行います。医療調整班は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示します。
- ・本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、医療調整班において総合的に調整し、派遣先を指示します。区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を医療調整班に報告します。

③区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

区本部は、「災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書」に基づき、区医師会、歯科医師会、薬剤師会に医療救護活動を要請します。

（２）長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図ります。

- ・運営管理及び外部との総合調整は区本部長が指名した者が行います。
- ・内科系を中心としたチーム編成に切り換えます。
- ・薬剤師を派遣し、薬品管理等を行います。
- ・精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加えます。
- ・薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図ります。
- ・他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行います。
- ・医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断します。

(3) 保健師等による健康相談

①保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣します。

②保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所、各災害時避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行います。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

9 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬計画

(1) 行方不明者の搜索

危機管理部は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（警察、消防、自主防災組織、海上保安監部及び自衛隊等）と連携をとり、あらゆる手段をつくして実施します。

(2) 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、遺体仮収容(安置)所の設置及び管理運営を行います。

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保します。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、危機管理部が、遺体仮収容(安置)所等の設置について、区本部、府警察、葬儀業者と総合調整を行います。

(3) 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送します。

(4) 遺体の火葬

- ・環境部は災害発生後、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定します。
- ・環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し府に対して必要な措置を要請します。

10 ボランティアの調整計画

この計画は、災害時に応急対策を実施するうえで、ボランティアとの効果的な連携を行うための事項を定めたものです。

(1) 区災害ボランティアセンターの設置

①センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、協定締結団体の港区社会福祉協議会の協力を得て、港スポーツセンターに区災害ボランティアセンターを設置するための協議を行います。

区本部から3名の職員をセンターに派遣し、港区社会福祉協議会のボランティアコーディネーターと連携して業務にあたります。

②センターの業務

- ・ 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・ 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・ 市災害ボランティアセンターとの連携
- ・ 災害ボランティアの受入れ
- ・ 災害ボランティアのオリエンテーション
- ・ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ・ 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

(2) 防災サポーター登録企業等

防災サポーターには、災害時に協力可能な内容をあらかじめ登録していただいています。災害発生時、区本部から登録企業等に連絡をとり、登録内容をもとに協力を要請します。

■登録内容

- ・ 労務、技術の提供
- ・ 食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- ・ 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- ・ 資機材等の提供
- ・ その他災害対策に必要な協力、支援

第4章 復旧対策

1 防疫・保健衛生活動事業

(1) 防疫活動

①環境衛生対策班の編成

- ・環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成します。
- ・1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とします。
- ・健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整します。

②環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施します。

- ・避難所の衛生管理、消毒
- ・仮設浴場の衛生管理
- ・臨時集積場等の衛生管理、消毒
- ・汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒
- ・その他
 - 救護所等の衛生管理、消毒
 - 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
 - ねずみ、ハエ、蚊等の防除
 - 消毒用薬剤の配布

③防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請します。

(2) 食品衛生活動

①食品衛生対策班の編成

- ・食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成します。
- ・1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とします。
- ・健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整します。

②食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施します。

③ 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請します。

2 罹災証明書の発行

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、「火災・消火損に伴うり災証明書」をそれぞれ発行します。

区本部は、財務部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準又は「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明します。

■被災者支援システムの導入について

被災者支援システムは、被災証明書の発行に必要な個人情報、世帯情報を住民基本台帳システムから取り込み、被災者台帳を作成して被災証明の発行等をスムーズに行うために開発されたシステムで、大阪市では平成 25 年度から運用を開始しています。

3 ごみの処理

(1) 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定します。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始します。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導します。

(2) 一時集積

大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行いますが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積します。

臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定します。

(3) 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは大阪広域環境施設組合の焼却工場で処理し、粗大ごみ等は、大阪広域環境施設組合の破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理します。焼却後の残渣は本市処分場及びフェニックス事業で処分します。

なお、大阪広域環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求めます。

(4) 応援要請

- ・作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求めます。
- ・さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求めます。

第5章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアル

本マニュアルは、大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づき、東海地震の直前予知が行われた場合に備え、職員の役割等を明確にするものです。

- ・東海地震は、現在日本で唯一、直前予知（長くても数日程度前）の可能性がある地震と考えられています。
- ・駿河湾内にある駿河トラフから四国沖にある南海トラフにかけてのプレート境界では、過去100年から150年おきに岩盤がずれてマグニチュード8クラスの巨大地震が繰り返し起きており、駿河湾周辺の岩盤は160年以上もずれていないことから「東海地震はいつ起こってもおかしくない」と言われています。
- ・本市における想定震度は、大阪市内で震度4、ただし地盤の軟弱な地域では震度5弱と想定されます。
- ・「東海地震注意情報」を受理した場合、区災害対策警戒本部を設置し、4号動員を発令します。
- ・地震防災対策強化地域（大阪市は対象外）に対し「警戒宣言」が発令された場合、災害対策本部を設置し、動員体制については大阪市災害対策本部（危機管理部）が判断し、区本部に伝達されます。

1. 「東海地震注意情報」発表時の対応

(1) 組織体制及び動員

- ・気象庁（大阪管区気象台）より「東海地震注意情報」について本市（危機管理室）に通知があり、危機管理室より「東海地震注意情報」、「大阪市災害対策警戒本部の設置」及び「職員の参集（4号動員）」について伝達されたときに、各所属では、職員に「4号動員」の発令及びその主旨（東海地震注意情報の発表に伴う警戒）の周知を行い、警戒体制を整える（区役所では、区災害対策警戒本部を設置）。

※勤務時間内・外の連絡・伝達系統、各部署の役割、4号動員に当たっている職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

(2) 東海地震の発生を想定した各部・各区災害対策警戒本部における対応の確認等

- ・各部、各区警戒本部において、内閣総理大臣より東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた後の対応内容について確認するとともに、関係部署への周知を行う。関係部署においては、職員への周知を行う。

※「警戒宣言」が発せられた場合、動員体制が拡大されることが想定される。動員体制が明らかになった場合に、速やかに参集するように連絡体制を整えます。

※職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

2. 「警戒宣言」発令時の対応

(1) 組織体制及び動員

- ・内閣総理大臣より東海地震に関する「警戒宣言」が発せられ、市災害対策本部（危機管理部）より「東海地震予知情報」、「大阪市災害対策本部の設置」及び「職員の参集」について伝達されたとき、職員への動員の発令及びその主旨（警戒宣言及び東海地震予知情報に伴う対策）の周知を行い、体制を整える（区役所では、区災害対策本部を設置）。

※職員の参集（何号動員か）については、国（官邸、気象庁）からの情報をもとに、市災害対策本部（危機管理部）において判断し、各部及び各区災害対策本部へ伝達されます。

※「警戒宣言」が発せられた場合、市災害対策本部（危機管理部）の判断に基づき発令された動員体制を確保するため、対象職員に速やかに参集するよう連絡します。

※職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

(2) 区災害対策本部における対策

- ・各区災害対策本部において、大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に則った対策を行う。
- ・地震発生に備え、資機材・各種設備等の点検、適切な箇所への配置、職場内の安全確保のための点検・措置などを行う。なお、応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中（勤務時間内）は、通常業務態勢をとる。
- ・市民利用施設においては、窓口に来られた方々を含めた施設の利用者、来場者等に対し、警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。

（大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」第10節の伝達文例を基本とする。）

※市全域への広報は、市災害対策本部において行う。市民利用施設を所管する各所属（各部、各区災害対策本部）においても施設の利用者、来場者、区民への広報を行う。

※市主催の各種行事等については、中止することを原則とする。

(3) 職員への周知

本マニュアルについては、「大阪市港区防災計画」内に明記し、「勤務時間内の初期初動マニュアル」及び「勤務時間外の初期初動マニュアル」と共に、港区のホームページ又は所属サイトに掲載し、職員周知を図ります。

(4) 市民等及び事業者等の取るべき措置

地震防災対策強化地域（大阪市は対象外）に対し「警戒宣言」が発令された場合の、市民及び事業者等の事前の対策は「大阪市地域防災計画 付属 東海地震編」に記載のとおり、次の措置を行うこととします。

① 市民等の取るべき措置

- ア 落ち着いて行動する。
- イ テレビ・ラジオによる正確な情報をキャッチする。
- ウ 「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」に目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
- エ 家族で仕事の分担をきめてとりかかる。
- オ 出火の防止（ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るようにしておく）、危険物の安全措置（缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じておく等）をとる。
- カ 飲料水を貯蔵する。
- キ 家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ク ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。
- ケ 非常持ち出し品を点検し、いつでも持ち出せるように用意する。
- コ 隣近所と連絡をとり、支援を要する者に対する対策を講じておく。
- サ 自動車、電話の使用はなるべく控える。

② 事業者等の取るべき措置

- ア 百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいるところでは、避難・誘導を円滑にできるよう準備をしておく。
- イ 市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。
- ウ 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。
- エ 一般の事業所でも火気を使用しているところ、薬品の混触による発火等の危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。
- オ タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし安全運転に留意する。
- カ 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- キ 店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。